



NO.49

2016.2

発行人 高橋 修一

発行所 事務局

編集 企画総務委員会（委員長 竹田 匡）

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる 2.7 4階

TEL.011-213-1313/FAX.011-213-1314

かわら版

目次

1	福祉ニュース解説	2～3
2	特別寄稿	4
3	ベテラン社会福祉士の視点	5
4	新人社会福祉士の紹介	6
5	災害対策委員会からの報告	7
6	道内ぐるぐるリレーエッセイ	8
7	クロスワード／ 事務局からのお知らせ	9
8	地区支部からのお知らせ	10

＝事務局から＝

★ 年会費の引き落としについて ★

年会費の引き落としは、2016年度から4月27日となります。口座の残高の確認をお願いします。

また、預金口座振替依頼書をまだ提出されていない方が多数おられます。会費の管理事務に支障をきたしておりますので、ご提出くださいますようお願いのほどお願いいたします。

— 会員の動向（12月31日現在） —

○総会員数 1,804名（男性968名 女性836名）

○入会率 20.99%

○新入会員数（転入含） 126名（累計）

○退会員数（転出含） 14名（累計）

【福祉ニュース解説】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」について

理事 原 貴弘

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行して、昨年10月で3年が経過しました。

施行日初日から施設経営者の逮捕に至る虐待通報があり、また虐待を受けた障害者が死亡する虐待事件が発生するなど、法施行後も虐待事件が後を絶ちません。

社会福祉士の皆さん、特に障害者支援に携わっている方は既にご存知の方が大半かと思いますが、ここで少しおさらいをしてみたいと思います。

《国内4番目の虐待防止法》

障害者虐待防止法は、2000年の児童虐待防止法、2001年のDV防止法、2005年の高齢者虐待防止法に次ぐ、国内4番目の虐待防止法です。

これまでの児童・配偶者・高齢者というライフステージごとの虐待防止法ではなく、「障害」に着目した、ライフステージに左右されない縦断的な虐待防止法です。

《対象となる障害者》

この法律において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神的障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるもの」（障害者基本法第2条第1項）としており、障害者手帳の有無

は問いません。

《障害者虐待の対象》

次の3類型を障害者虐待の対象としています。

ア. 養護者による障害者虐待

イ. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

ウ. 使用者による障害者虐待

ただし、ア. については、18歳未満の場合は児童虐待防止法、65歳以上の場合には障害者虐待防止法と高齢者虐待防止法が対象となり、イ.

については、介護保険法における高齢者施設での虐待については高齢者虐待防止法、児童福祉法における障害児入所施設等については児童福祉法が対象となります。ウ. については、障害者虐待防止法独自の対象範囲となりますが、年齢に関わらず（18歳未満、65歳以上も含む）障害者虐待防止法の対象となります。

《障害者虐待の類型》

虐待の類型は、①身体的虐待、②心理的虐待、③性的虐待、④放棄・放任（ネグレクト）、⑤経済的虐待の5種類となります。

①には身体拘束も含まれますが、切迫性・非代替性・一次性の3要件を含む、やむを得ず身体拘束を行う場合には、組織による決定と個別支援計画に盛り込むことが求められており、緊急性が高く、個別支援計画への記載が間に合わない場合においても、事後に可及的速やかに個別支援計画に記載することが必要となります。

《平成26年度の統計》

昨年末に厚生労働省より平成26年度の障害

者虐待対応状況調査が発表されました。

養護者による障害者虐待については、市町村等への相談通報件数（A）4,458件（前年4,635件）、市町村等による虐待判断件数（B）1,666件（同1,764件）、被虐待者数（C）1,695人（同1,811人）と、どの項目も前年より減少していますが、障害者福祉施設従事者による障害者虐待については、A. 1746件（同1,860件）、B. 311件（263件）、C. 525人（455人）、とB、Cが増加しており、使用者による障害者虐待は、A. 664件（628件）、都道府県労働局の対応として、虐待が認められた事業所数（B'）は299事業所（同252事業所）、Cは483人（同393人）と、3項目とも増加している状況です。

これらのことから、障害者支援を行っている福祉施設職員や、障害者を雇用している経営者及び共に働く従業員等には、まだまだ障害者虐待についての周知が追いついておらず、虐待行為の自覚がなく障害者と接している人々が多く関わっているものと考えられ、虐待行為の根絶のためには関係職種が連携して障害者虐待の防止に努めていく必要があります。

《施設側が通報者を告訴する事案も》

そのような状況の中、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について、内部告発した職員に対し、施設側から損害賠償を求められる事案が2件ありました。

障害者虐待防止法では、虐待行為を発見した者に対し通報義務が課せられています（第16条1項）。また、職員が施設内の情報を外部に

出すことになる通報をしても、通報自体に虚偽や過失がなければ、刑法上の秘密漏示罪や法律上の守秘義務違反の問われないものとすべきとされています（第16条3項）。さらに法に基づく通報をした職員に対し、施設側が不利益処分をすることも禁じられております（第16条3項、ただし罰則規定はありません）。

過去の障害者虐待事件を振り返っても、施設や企業の経営者あるいは管理者による虐待行為は数多く見受けられます。責任ある立場の人々こそ、より一層高い人権意識、権利擁護の意識を持っていただくことが望まれます。

《法施行後3年の見直しは…?》

冒頭で、法律が施行して3年が経過したとお伝えしましたが、法の附則第2条において、学校・保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止の体制の在り方等について法施行後3年を目途として見直しを検討されることとなっています。

法施行後も医療機関や教育機関等における障害者虐待事案が発覚しており、各種関係団体より、学校や医療機関も法の対象とする要望が表明されております。今後、どのような見直しが図られるのか注目したいところです。

[引用] 厚生労働省 平成26年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況（調査結果）



【特別寄稿】

アジア・太平洋ソーシャルワーク会議 2015 の
報告

池田 真紀

(フリーソーシャルワーカー、北海道公共政策
大学院公共政策学研究センター研究員)

2015年10月20日～24日、タイ・バンコクに
おいて「アジア・太平洋ソーシャルワーク会議
2015」が開催された。

20か国以上の研究者、教育者、実践者、学生
などが参加し、日本からは大学や自治体、NPOな
どの研究者や所属団体の役員などが参加してい
た。形式は、シンポジウム、分科会、ポスター
セッション。このほか、オプションでスタディ
ツアーや交流会のディナーなどが用意された。

今回の会議のテーマは、「Growth & Crisis」
「成長と危機」。日本の社会福祉業界では、なか
なか出会えない世界規模のテーマから壮大なメ
ッセージを受け止めた。

ここでは二人のスピーカーのコメントを紹介
したい。

まずは、Monthian Buntan さん。タイ上院議
員であり、APCD 役員、国連 CRPD 委員。彼は視
力障害でストリートチルドレンの経験者でもあ
る。暴力や差別、騙されたり金銭を奪われたり、
命さえ危ぶまれるなどさまざま困難があった。
彼は、障がい者運動や人権活動、そして上院議
員となるに至るには「教育」を受ける機会があ
ったからであると述べた。全ての国民への「教

育」の保障の重要性を提案した。

もう一人は、Ruth Stark さん (IFSW 理事長)。

グローバル危機に応じたソーシャルワークの
方針に関してのスピーチであった。

世界で起きている紛争、テロなど、パワーを
乱用することに反対する責任がソーシャルワー
カーにはある。ソーシャルワーカーは自分のア
ジェンダを政治に提案するべきと述べた。

ソーシャルワーカーは、今、3つの危機に立
ち向かわなければならない。

1は、人口問題。

気候の変動、自然災害、大気汚染、食糧危機。

2に、経済的な危機。

不平等、借金、飢餓、貧困、格差、

3は、政治的危機。

民主主義を失う政治パワーの乱用、紛争、戦
争、テロ、難民、

ソーシャルワーカーが直面している危機は、
社会的な危機であり、持続可能な社会のために
その危機の犠牲者を助けるのが主な役割である。
危機の犠牲者を産まない。新しい考え方を求め
るのに重要な人権活動である。

ソーシャルワーカーは世界をどういうふう
に変えることができるのか、「新自由主義者にいろ
いろな質問を投げかけねばならない」「貧困者を
助けなければならない」そして、ただ、研究す
るだけではなく、難民や貧困の人びとの思いを
理解し、行動することが重要である。ソシヤ
ルワーカーは社会の問題を和らげる役割がある、
と提言した。

【ベテラン社会福祉士の視点】(十勝)

社会福祉法人帯広太陽福祉会

救護施設東明寮 施設長 石川 尚樹

2016年1月1日、私はこの原稿の依頼を受け、何を書こうか悩んで机に向かっている。ベテラン社会福祉士の視点というテーマは、私にとっては荷が重く、昨年私の周りに起こった事柄から考えてみることにした。テーマからは若干ずれるかもしれないが、ご容赦願いたい。

私は現在救護施設に勤めている。救護施設は生活保護法に規定され、身体や精神的に障がいがあり日常生活を送ることが困難な生活保護受給者が入所する施設で、利用者の福祉の向上と社会的自立の促進を援助している。道内には9ヶ所、全国でも186ヶ所と数が少なく、まだまだ認知されていない面も感じている。

生活保護については昨今話題となることが多く、そのトピックは受給者数が増えていることだろう。昨年10月の概数は163万世帯、216万人余り(厚労省調べ)と戦後最高水準で推移している。また、本来保護を受ける生活水準だが保護を受けていない人も相当数いると言われている。国も生活保護に陥る前に支援をする仕組みとして、昨年4月から生活困窮者自立支援法を施行し対策に乗り出している。昨年12月31日付け朝日新聞には、11,500人余りが支援を受け就労に結びついたが、相談事業が低調であり予想相談件数を下回っている。支援に結びつかず料金滞納で電気を止められた家で、ロウソクが火元で火災が発生し80代の祖父母と15歳の

孫が犠牲となったが、この世帯からの相談はなかったとの記事が掲載されていた。このような顕在化しないニーズは、我々の暮らす地域に沢山埋もれているのだろう。

全国救護施設協議会も2013年から「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を定め、当施設でも行動指針に基づき微力ながら、再び地域で暮らす為の支援や地域で暮らし続ける仕組みづくりを進めてきた。道社会福祉士会も生活困窮者委員会を設置して、これらの問題に積極的に取り組んでいる。今こそ我々社会福祉士一人ひとりがこの問題に改めて向き合い、職域や地域に根を張った社会福祉士のネットワークを活用し、地域ニーズの把握に努めることを求められている。その事を改めて感じた年だった。

役を果たせたのかはいささか不安だが、そろそろ初詣の時刻となった。私は、職場の先輩社会福祉士に「自分の力にもなるし、なにより利用者のためになる」と強く促されて資格取得に至った。現在は、この仕事を進める上での道標として大きな力となっている。自分ひとりで出来る事には限りがあるが、多くの仲間と手をつなぐ事で実現できることもある。自分の働く分野に起こる様々な出来事だけでなく、社会の状況にも目を向けながら、社会福祉士が持つネットワークを大事にしていきたいと、年頭にあたり気持ちを新たにしたい。



【新人社会福祉士の紹介①】（オホーツク）

□氏名：亀田 純平

□年齢：26歳

□勤務先：医療法人社団 高翔会

北星脳神経・心血管内科病院

【社会福祉士として働いてみての感想】

病院の医療ソーシャルワーカーとして、患者様の経済的問題から介護保険、在宅生活の不安など様々な相談を受け、各機関と調整・連携を図っていく事が主な業務内容です。外来の患者様では特に介護保険の申請や特定疾患、身体障害における医療費の助成や年金についてなど、制度についての相談や家庭内の問題等が主な相談内容として挙げられます。入院されている患者様の場合、退院後の生活に関わる相談が主な内容となり介護保険サービスや在宅環境の調整を院内の他職種、ケアマネージャーや関係機関と連携をとり、場合によっては院内でカンファレンスの調整をし、患者様が退院し自宅や施設に入所され安心した生活を送れるよう支援を行っています。

【社会福祉士会に今後期待すること】

社会福祉士として働き始めてまだ日が浅く、経験や知識も少なく周りの方々に助けられてばかりの日々、常に新しい知識が求められる仕事であり、日々学びが必要な職種だと感じています。

専門性を高めるような経験や年代別、職種別、分野別の研修会の開催や勉強会の機会の提供を期待しています。自分の職場から一歩外に出て違う職場の方々との意見交換により新しい刺激を受け、考え方や価値観を広げる良い機会になると考えています。

【新人社会福祉士の紹介②】（釧根）

□氏名：小田嶋 望

□年齢：25歳

□勤務先：社会医療法人孝仁会

星が浦病院 認知症疾患医療センター

現在の仕事の内容：平成25年9月より地域包括支援センターで社会福祉士として勤務し、平成27年4月より星が浦病院 認知症疾患医療センターへ異動となりました。認知症に関する専門相談・受診などの調整、研修会や連携協議会の企画、地域・医療・介護の連携を進める為の啓発活動や社会資源の開発など、認知症に関連する業務を中心に取り組んでいます。

社会福祉士会に期待すること：研修会などに参加し、専門職としての知識・技術の向上や専門的な価値を高めることなど自己研鑽に励みたいと考えているのと同時に、多機関の会員の方々と顔つなぎが出来ればと考えています。是非ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

社会福祉士として働いてみての感想：社会福祉士として働き始め2年と少しが経ち、上記2カ所での勤務を経験させて頂いています。現場で働いていると、地域に根ざした医療・介護の重要性を大きく感じます。必要な資源の提供の為に、他職種の連携の大切さや資源の不足・活用方法などの課題を感じ、まだまだ取り組まなければいけないことが多くあると感じています。地域住民の方々が、住み慣れた場所で安心して生活が続けられるよう専門職の立場からお力添えが出来たら嬉しく思います。

【災害対策委員会から】

災害対策担当理事 島田 剛

2011年3月11日午後に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、東日本大震災）にて被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。東日本大震災から4年が経ちましたが、今もなお多くの方々が仮設住宅等の生活を強いられていると聞いております。長期避難生活の影響から心の病、高齢者の引きこもりからの孤独死、夫婦間でのDVなどの問題が改めて増加していると聞いております。一日も早く平穏な生活を取り戻されることを心よりお祈り申し上げます。

東日本大震災では、本会は日本社会福祉士会と連携し、2011年9月から3月末まで、延べ43名の会員を被災地へ継続的に派遣しました。また、付随した取り組みとして災害対策本部の設置、広報誌での継続した派遣登録呼びかけ、派遣者メーリングリストの設置、会員の派遣調整など、中央共同募金会より受けた災害ボランティア・NPO活動サポート募金配分金を財源に災害支援を実施しましたが、1000年に一度の大災害といわれる東日本大震災は、社会福祉士にとって、何より福祉専門職として意義を問うものだったと感じます。災害対策という緊急の取り組みから、災害への平時からの仕組み作りを行う必要性を強く認識し、2013年5月、本会として災害に対応する仕組みの確立を目指し災害対策委員会を設置したところです。被災地でのソーシャルワーク実践では多くの課題も浮かんできましたが、災害時のソーシャルワークを理論的に明らかにするための教科書や理論書が極

めて少ないこともわかりました。医療領域では、教育課程において災害医療や災害看護といった科目が設定され、また、災害医療に関する学会を作り、災害などのリスクに対応する実践方法が研究、教育されています。それに比べ、ソーシャルワークの領域での研究や教育は意識して実施されてこなかった現状があります。

【北海道社会福祉士会としての取り組み】

北海道は比較的災害が少ない地域と言われますが、地震、台風、津波、暴風雪などに対する準備を進める必要があります。かつ広域な北海道の各地区支部にも対応できる仕組み作りが求められます。現在は、災害対策に係るガイドライン、マニュアルの制定に向けた検討、議論を進めており、平成28年度は災害支援活動者研修の開催、支援登録者の募集、支援者リストの整備等を進めていく所存です。

震災とソーシャルケースワークの関係では、心のケアからケースワーク的アプローチはもちろん、家族支援、施設管理・運営、アドボカシー、コミュニティオーガニゼーション、政策への働きかけ、社会開発など広範な取り組みが必要とされます。

私たち社会福祉士が個人レベル、職場や職能団体といった組織レベル、地域レベル等で、何を目的として、具体的に何ができるのかを考えての行動を模索しながらの仕組み作りですが、災害支援で培った経験値や、経験はなくともこれから何をすべきかなどを社会福祉士の仲間と共有しながら、北海道内外での有事の支援に生かすための仕組み作りを行っていきます。

【道内グルグルリレーエッセイ】

こんにちは。オホーツク支部の佐藤有紗と申します。日頃は網走郡大空町にあります特養女満別ドリーム苑で、生活相談員兼介護支援専門員として働いています。女満別地区の社会福祉法人は1つしかなく、他の事業所との関わりが少ないため、社会福祉士会での交流は繋がりが持てる機会として、私にとっては大きな意義があります。地域の人口が少ないために専門職の人数も少ない女満別。その分それぞれの能力が地域の高齢者福祉の質に与える影響が大きいのでは、というプレッシャーを自分自身にかけています。とはいうものの、皆で力を合わせている雰囲気心地良かったりもします。

私が専門学校を卒業し、今の職場に就職してから8年が経ちました。振り返って思うのは、仕事を通して学ぶことが本当に多いですね。ご利用者を介し、人生について、また、人について学ぶ、そんな毎日だなあと感じます。近頃は実務の中で経験する1つ1つのことは誰しもが経験するわけではないこと、研修や講習では学べない貴重なことであるのだろうと考えてありがたいような気持ちになってしまって…年齢を重ねるとはこういうことなののでしょうか。

ご利用様の他、ご家族や地域の方々とのお付き合いが長くなると、築いてきた関係性がある分、円滑に進む事案があったり、些細なことでも相談して下さるので早い段階で解決できたり、私自身の成長というよりも信頼関係によって支えてもらっていると感じる事が多々あり

ます。そこに甘んじることなく、ワーカーとして成長したいというのが私の課題です。

信頼関係についてよく思い出すことがあります。数年前、ある利用者様にとっても悲しい出来事が起こりました。その方は認知症を患い在宅サービスに対する抵抗が強い状態でしたが、状況を理解された時「これからよろしくお願ひします。家族みんなで頑張るから応援して」と涙ながらに職員におっしゃいました。そのお姿に私は涙が溢れてしまいました。するとご家族が「泣いてくれてありがとう」と頭を深々と下げ、その日初めての笑顔を見せてくださいました。私は感情のコントロールができなかったことを悔やみました。しかしそれ以降、そのご利用者様もご家族も何かあれば「佐藤さんに相談したい」と尋ねてくださるようになりました。私にとってはワーカーとして不甲斐ないことでしたが、ご利用者様やご家族にとっては「自分たちのことで泣いてくれた人」だったのでしょう。

この出来事は今でも思い出す度に新しい気付きを与えてくれます。冷静さを伴う知識や技術の他に、心から相手を思いやる気持ち、共に喜べて共に悲しめる温かい気持ちがあれば人として信頼していただけるのではないかと、そしてその信頼関係はワーカー自身の気持ちの豊さにも繋がるのではないかと思います。

なんて、まだまだ精進の足りない私のつぶやきを読んでいただいてありがとうございます！人として大切な事を教えてくれる福祉のおしごと、やっぱりすてきなお仕事です。

【クロスワード】 ここにもいます 社会福祉士

北海道社会福祉士会の会員がいる市町村名で、パズルを作りました。A~Gに入るひらがな7文字をつなげると、『毎日の生活をなるべくご自宅でふだん通りに過ごしたい』そうしたご本人やご家族をサポートする大切な資源の一つとなります。



- A○ ○ ~オホーツク海から30km程度内陸に位置しており、基幹産業は農業。隣接する女満別空港から市街地までは自動車でも10分程度。
- B○○ ~雪合戦の国際大会が開催される町。北の湖親方(相撲協会元理事長)の出身地。
- C○○ ~スキージャンプが有名で、レジェンド葛西紀明の出身地。
- D○○ ~特産品である野菜(キャベツ)と太陽と元気な子をイメージしたマスコットキャラクターは『キャベッチ君』。
- E○○ ~大雪山国立公園唯一の自然湖然別湖があり、国内で良質な蕎麦の産地として知られている。
- F ~生乳生産量全国1位で高級アイスクリームの原料供給地として有名な他ホッキ、ホタテ・アサリ・シマエビなどの特産品も有する。
- G`○○ ~年間500万人近くが訪れる観光都市。美しい夜景や新鮮な海の幸、伝統的な街並みなどが人気を集めており「日本で最も魅力的な都市(地域ブランド調査2014/ブランド総合研究所調査)」に選ばれている。ご当地バーガーラッキーピエロも有名に。

[前号の答え] = 「訪問看護」

(ほろのべ、たきのうえ、もり、しんとく、てしかが、しんひだか、きょうごく)

※全国稼働数8241。北海道は353。/平成27年訪問看護ステーション数調査

(全国訪問看護事業協会)

【事務局からのお知らせ】

2016年度事業計画書・予算書について

去る1月23日、2015年度第5回理事会において、2016年度事業計画及び収支予算が決定されました。事業計画書・予算書については、ホームページをご覧ください。

また、紙ベースで送付を希望される方は、様式を問いませんので、会員番号・氏名・郵便番号・住所・電話番号を記載の上、FAX等にて事務局までお申込み下さい。

《第18回定時総会日程》

と き : 2016年6月11日(土)

と ころ : かでる2.7

問い合わせ先 北海道社会福祉士会事務局

電話 011-213-1313 FAX 011-213-1314 (担当 堀川・小林)



【地区支部からのお知らせ】

【道央地区支部】

●権利擁護セミナーの開催

2016年3月5日(土) 13:30~15:00

『意思決定を尊重した人生の最終段階への支援—知っていますか?医療事前指示書』

講師:札幌市立大学 大学院 教授

スーディ 神崎 和代 氏

案内申込書をHPに掲載中です!

【道北地区支部】

2015年度道北地区支部秋季セミナーを、さる11月7日名寄市立大学において開催、会員、同大学の学生、民生委員、一般市民など合計123名が参加しました。今回の秋季セミナーでは、生活困窮者のうち特に子どもと女性に焦点を当て、生活困難の実態や課題などについて理解を深めました。

【道南地区支部】

2月6日(土)、MSW、PSWとの三団体合同で「SWのメンタルヘルス」をテーマに研修会を行います。奇数月に行っている支部定例学習会の3月は「よりよい相談援助実習とは」と題して、実習プログラムの交換や養成校巡回指導者との意見交換を行います。

【日胆地区支部】

平成27年度第2回地域包括支援センター社会福祉士研修会を胆振西部地区中心に開催致します。日時:2月19日(金)18時半~20時半。場所:老人保健施設 憩(室蘭市知利別町1-45) 講師:苫小牧市中央地域包括

支援センター 管理者主任ケアマネ浅野豊氏 内容:「虐待の初動対応について」~事例の経過を踏まえて~

【十勝地区支部】

12月12日「対人援助職のメンタルヘルスと人材育成」と題しPMCラボを共催させていただき、専門職としての葛藤やストレスとの向き合い方について講演・グループワークで学びを深めました。今後は、2月6日に社会福祉セミナー、2月19日には十勝総合振興局との共催で高齢者虐待対応ソーシャルワーク研修を開催する予定です。

【オホーツク地区支部】

平成27年10月27日、北見公証役場公証人の伊藤正之様をお招きし権利擁護セミナー in 美幌「なるほど!納得!任意後見制度」を開催しました。任意後見や公正証書の作成と登記など利用までの流れを説明して頂き、質疑応答では死後事務に関することなど実務に繋がる意見交換が行われました。

【釧根地区支部】

本年もよろしくお願いたします。釧根地区支部では2月28日に「虐待防止プロジェクト2015」を開催します。今年度は各分野(児童、高齢、配偶者、障がい)から実践報告をしていただき、支援者間の緩やかな連携を目指すとともに虐待対応に関する知識・技術の向上を図ることを目的としています。

